

新潟市保育料等のお知らせ

令和6年 4月以降に、保護者の皆様からご負担いただく保育料等をお知らせします。

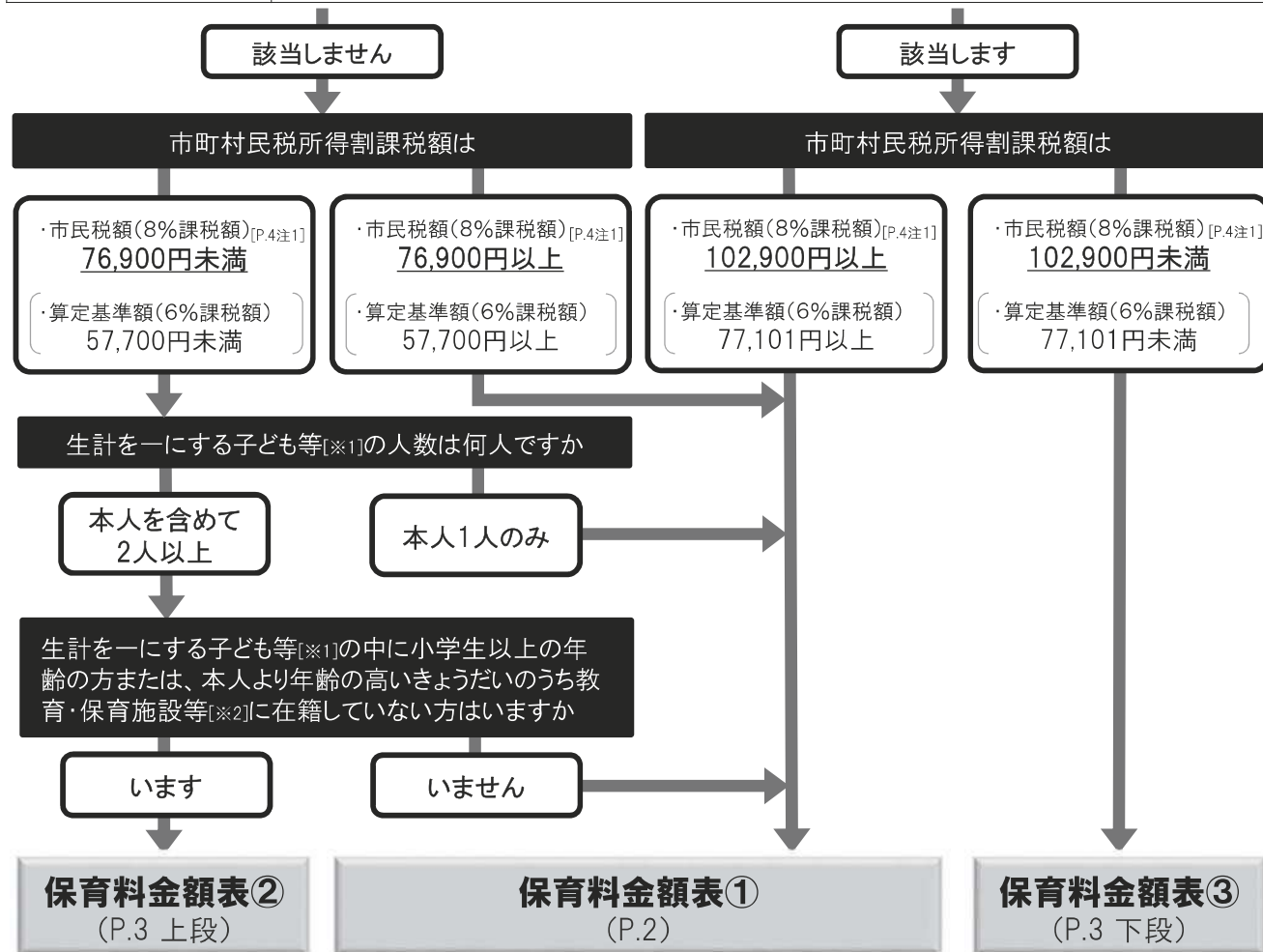
幼児教育・保育の無償化により、1号（教育）認定と3歳児クラス以上の2号（保育）認定の子どもの保育料は無償となります。（通園送迎費、給食費、行事費、延長保育料等は、ご負担いただきます。）

多子世帯の経済的負担を軽減するため、令和5年4月1日から、第3子以降の児童の保育料と副食費が無償になる世帯を拡大しました。

- ◆3号認定の保育料及び2号認定の副食材料費免除対象については、下記フロー図をご覧ください、該当する**保育料金額表①・②・③**を確認してください。
- ◆1号認定の副食材料費免除対象については、**保育料金額表①**をご覧ください。

次の(1)から(3)の、いずれかの世帯に該当しますか

(1) ひとり親世帯	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯
(2) 在宅障がい児者世帯	次に掲げる障がい児者を有する世帯(障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳の交付を受けている者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
(3) 生活保護世帯	利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯



※1 「生計を一にする子ども等」とは：①教育・保育給付認定保護者に監護される者(未成年)、②教育・保育給付認定保護者に監護されていた者(①が成年に達した場合)及び③教育・保育給付認定保護者又はその配偶者の直系卑属(①②を除く。)

※2 「教育・保育施設等」とは：幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、居宅訪問型児童発達支援施設、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設

保育料金額表①

【保育料金表①・②・③共通の注意点】(P.4)も確認してください。

		保育料						副食材料費					
年齢区分 (令和6年3月31日現在) [P.4注2]		3歳未満児 (3号認定)						3歳以上児 (1号・2号認定)					
3号保育時間区分 [P.4注3]		保育標準時間認定			保育短時間認定			2号認定 (保育標準時間・保育短時間)			1号認定		
階層区分 [P.4注4,5]		第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除
C	所得割非課税世帯	11,000	0	0	10,800	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除
	市町村民税所得割額	市民税額 (8%課税額) [P.4注1]	算定基準額 (6%課税額)										
D1	64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	免除			
D2A	76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	免除			
D2B	80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	-			
D3A	102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-			
D3B	105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-			
D4	129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0	-			
D5	152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0	-			
D6	186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0	-			
D7	225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0	免除			
D8	265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0	-			
D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0	-			
D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0	-			
D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0	免除			

《保育料金表①に関する注意点》

○子どもの数え方

- 第1子……教育・保育施設等[P.1※2]を利用している子どものなかで、最も年齢が高い子
- 第2子……教育・保育施設等[P.1※2]を利用している子どものなかで、年齢の高い方から2番目の子
- 第3子以降…高校3年生までの子どものなかで、年齢の高い方から3番目以降の子

※高校3年生までの子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方で、令和6年度は、平成18年(2006年)4月2日以降に生まれた方が該当します。
 ※多子世帯については、国の基準を上回る新潟市独自の軽減により、第2子の保育料の軽減額を大きくし、また、第3子の対象範囲を広くするなど、負担軽減を行っています。

【保育料金表①・②・③共通の注意点】(P.4)も確認してください。

保育料金額表②							
(市町村民税76,900円未満かつ非在園の上のきょうだいがいる場合)							
年齢区分 (令和6年3月31日現在) [P.4注2]				3歳未満児 (3号認定)			
保育時間区分 [P.4注3]				保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分 [P.4注4.5]				第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	所得割非課税世帯			5,500	0	5,400	0
	市町村民税 所得割額	市民税額 (8%課税額) [P.4注1]	算定基準額 (6%課税額)				
D1		64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500
D2A		76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000

《保育料金額表②に関する注意点》

- ・子どもの数え方：生計を一にする子ども等[P.1※1]のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と数えます。
- ・3歳以上児(2号認定)については、保育料及び副食材料費が無料(免除)となります。

【保育料金表①・②・③共通の注意点】(P.4)も確認してください。

保育料金額表③							
(ひとり親、在宅障がい児者、生活保護世帯かつ市町村民税102,900円未満の場合)							
年齢区分 (令和6年3月31日現在)				3歳未満児 (3号認定)			
保育時間区分 [P.4注3]				保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分 [P.4注4.5]				第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	所得割非課税世帯			5,500	0	5,400	0
	市町村民税 所得割額	市民税額 (8%課税額) [P.4注1]	算定基準額 (6%課税額)				
D1		64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500
D2A		76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000
D2B		80,000	60,000	円未満	8,150	0	8,000
D3A		102,900	77,101	円未満	9,000	0	8,850

《保育料金額表③に関する注意点》

- ・子どもの数え方：生計を一にする子ども等[P.1※1]のうち、本人が最も年齢が高い場合は「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と数えます。
- ・3歳以上児(2号認定)については、保育料及び副食材料費が無料(免除)となります。

【保育料金額表①・②・③共通の注意点】

●新潟市独自の負担軽減について

教育・保育施設の運営に必要な費用は、国・県・市と保護者で負担しています。

保護者の皆さまから負担いただく保育料は、国の示す基準額から新潟市独自の軽減を行い、子育てを支援しています。

●延滞金について

新潟市債権管理条例に基づき、納期限までに納付すべき保育料等のお支払いがないと、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金又は遅延損害金が生じる場合があります。

注1	<p>保育料は6%の課税額で算定しますが、市民税通知には8%課税額が表示されているため、8%課税額に換算した「市民税額（8%課税額）」で確認してください。 （市民税額（8%課税額）による階層はあくまで目安のため、実際の階層と異なる場合があります）</p> <p>新潟市外からの転入等で、市町村民税が新潟市以外で課税されている場合は、下記をご確認ください。 ・新潟市以外の政令指定都市で課税されている場合　：市民税額（8%課税額） ・政令指定都市以外の市区町村で課税されている場合　：算定基準額（6%課税額）</p>
注2	<p>年齢は令和6年3月31日現在の満年齢で決まります。（年度途中で満3歳に達し2号認定に切り替わった場合は、その年度内は3号認定の額となります。） また、年度途中で入園した場合も3月31日現在の満年齢で決まります。</p>
注3	<p>保育が必要な時間により、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の認定区分に分けられます。</p>
注4	<p>保育料は、児童の父母の市町村民税額（調整控除以外の税額控除適用前）を基に算定を行います。 ただし、下記の（1）、（2）に該当し、父母以外の同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の課税額を含めて算定を行います。 （1）父母の年間合計収入が160万円未満の場合 （2）ひとり親世帯で年間収入が110万円未満の場合 なお、祖父母等が家計の主宰者と判断される場合であっても、下記に該当する場合は、父母の市町村民税額のみで算定します。 ・父母の合計所得が祖父母等のうち最も所得の多い方の所得を上回る場合 ・ひとり親世帯で、月額91,600円以上の継続する月額収入がある（直近3～4か月の平均）場合</p>
注5	<p>令和6年4月～令和6年8月までの保育料は、令和5年度の市町村民税額、令和6年9月～令和7年3月までの保育料は、令和6年度の市町村民税額により決まります。階層区分は、各月初日の世帯状況により判定します。</p>
注6	<p>保育料の算定や家族状況の把握のため、担当課で住民基本台帳、課税・福祉（生活保護・在宅障がい者状況）データ等を閲覧しますが、閲覧に承諾されない場合、または、市町村民税の未申告等により課税データが確認できない場合は、最高階層（D11）で保育料を決定する場合があります。</p> <p>なお、令和6年1月2日以降に新潟市に転入した場合は、収入金額、所得合計、税額控除前市町村民税所得割額等がわかる書類（市町村民税額決定通知書、納税通知書、所得（課税）証明書等）の提出をお願いする場合があります。</p>
注7	<p>A階層の「生活保護法による被保護世帯等」とは、「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯」です。</p>
注8	<p>令和6年度において、保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等で世帯収入が著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合に保育料の一部又は全部が減免される制度があります。</p>
注9	<p>この保育料のほか、各園が定める通園送迎費や給食費（3号認定は保育料に含まれます）、教材費、行事参加費などの実費徴収や上乗せ徴収の負担が必要な場合があります。 このうち、1号・2号の副食材料費については、年収360万円未満相当世帯と第3子以降等が免除となります。</p>

問い合わせ先

1号……………市役所幼保運営課 025-223-7474

2号・3号…区役所健康福祉課児童福祉係(担当)

北 区 025-387-1335

江南区 025-382-4353

西 区 025-264-7340

東 区 025-250-2330

秋葉区 0250-25-5683

西蒲区 0256-72-8389

中央区 025-223-7232

南 区 025-372-6351